

令和6年度
第437回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和6年7月4日
14:30 ~ 15:20
千葉県教育会館 401号室

令和 6 度
第 437 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和 6 年 7 月 4 日（木） 14：30～15：20
- 2 場所 千葉県教育会館 401 号室
- 3 出席者（委員）
 - 公益委員
大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員
 - 労働者委員
岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員
 - 使用者委員
池田委員、神田委員、斉藤委員、高橋委員
- 4 議題
 - (1) 千葉県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (2) 令和 6 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (3) 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について
 - (4) 千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について
 - (5) 今後の審議日程について
 - (6) 日本標準産業分類の改定について
 - (7) 最低賃金法施行規則の一部改正について
 - (8) その他
- 5 配付資料
 - 資料 1-1 千葉地方最低賃金審議会運営規程
 - 資料 1-2 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
 - 資料 1-3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
 - 資料 1-4 千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程
 - 資料 2 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項について
 - 資料 3 令和 6 年度千葉地方最低賃金審議会審議日程
 - 資料 4 令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧
 - 資料 5 地域別最低賃金改定状況の推移及び特定最低賃金改定状況の推移
 - 資料 6 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて
 - 資料 7 最低賃金法施行規則の一部改正（官報の写）

第 68 回中央最低賃金審議会 資料

(議事次第・資料一覧)

(資料 No.1 中央最低賃金審議会委員名簿)

(資料 No.2 中央最低賃金審議会運営規程)

(資料 No.3 諮問文)

(資料 No.4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版)

(資料 No.5 経済財政運営と改革の基本方針 2024)

(資料 No.6 目安に関する小委員会委員名簿 (案))

令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第 1 回) 資料

(議事次第・資料一覧)

(資料 No.1 主要統計資料)

(資料 No.2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版)

(資料 No.3 経済財政運営と改革の基本方針 2024)

(資料 No.4 足下の経済状況等に関する補足資料)

(資料 No.5 今後の予定 (案))

(参考資料 No.1 最低賃金に関する調査研究)

6 議事内容

(賃金室長)

ただ今から、第 437 回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、本年度第 1 回目の審議会でございますので、労働局長から御挨拶申し上げます。

(労働局長)

本日は、大変お忙しい中、本審議会に、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度も、千葉県最低賃金及び特定最低賃金につきまして、御審議いただき、それぞれ改正決定させていただくことができました。

これらは委員の皆様方の御尽力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

さて、日本国内における経済情勢は、内閣府から発表されました令和 6 年 1 月から 3 月期の実質国内総生産の実質成長率は、前期比年率マイナス 1.8%となっており、6 月の月例経済報告においては、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とされているところでございます。

他方で、令和 6 年 4 月分における千葉市の消費者物価指数を見ますと総合指数は 107.2 となっており、前月比で 0.5%の上昇、前年同月比で 2.3%の上昇となっております。また、1 月から 3 月分までをみても 1.6%から 2.3%の上昇で推移しており留意する必要があります。

さらに、千葉県における 5 月の有効求人倍率は 0.97 倍で、前年同期比から 0.06

ポイント低下し、新規求人倍率についても 1.74 倍で前年同期比から 0.28 ポイント低下している状況にあり、県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられ、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があるところでございます。

こうした県下の状況や 6 月 25 日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に「令和 6 年度の地域別最低賃金額改定の目安について」諮問がなされたことなどを踏まえ、本日この後、千葉県最低賃金の改正について諮問させていただくこととしております。

なお、武見厚生労働大臣は、6 月 21 日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」が閣議決定された後の発言で「今年は、春季労使交渉の賃上げ率が高い伸び率となっています。この賃上げの流れを非正規雇用労働者や我が国の労働者の 7 割が働いている中小企業にもしっかりと波及させることが大事です。最低賃金による底上げもそうしたかたちで進めていきたいと考えています。来週 25 日には、中央最低賃金審議会に対し、令和 6 年度の最低賃金改定の目安について諮問を行い、審議が開始される予定です。昨年を上回る賃上げの状況、物価の動向、企業の業況などを考慮し、真摯な議論がこれからなされることを期待しています。」と述べ、さらに 6 月 25 日の中央最低賃金審議会の直前には、「本日、中央最低賃金審議会に対し令和 6 年度の最低賃金改定の目安について私から諮問を行い、そして審議が開始される予定です。骨太方針 2024 において、地域間格差の是正を図るとされております。これにも配意し、昨年を上回る賃上げの状況などを考慮した真摯な議論がなされることを期待しています。」と述べております。

委員の皆様方には、こうした中央での状況も配意しつつ、千葉県の実情を十分に踏まえた、ご審議をお願いいたします。

併せて、今後、多大な御労苦をおかけすることになりますが、賃金行政の円滑な推進に、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

今年度もよろしくお願いいたします。

(会長)

続きまして、本日の議事次第に従いまして、会長の私と下田会長代理から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

(会長)

円安、物価高、賃金アップという言葉が新聞やテレビに登場しない日が無いとは言いませんけど、この 1、2 年ずっとそういう言葉がメディアで取り上げられ続けています。

本日付の新聞報道などによりますと連合が発表した企業側の回答の最終集計では賃上げ率が 5.1%というような記事も出ておりましたが、そういう状況の中でこれから千葉県の最低賃金の審議が始まるということで、労働者委員、使用者委員の皆様におかれましては、真摯かつ円満な審議にご協力をお願いいたします。

出来れば全会一致というのが望ましいと思いますし、我々公益委員といたしましても、そうできるように努力させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

私個人ごとですが 10 年目になりました。
今年もどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

次に、事務局から審議会委員と事務局職員の紹介をお願いします。

(賃金室長)

事務局、賃金室長の矢次でございます。2 年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

僭越ではございますが、私から各委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、お名前はお一人ずつ、50 音順に読み上げさせていただきます。

まずは、公益代表委員をご紹介いたします。

《公益委員の紹介》

続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。

《労働者委員の紹介》

続きまして、使用者代表委員をご紹介いたします。

《使用者委員の紹介》

次に千葉労働局の出席者を紹介させていただきます。

《労働局出席者の紹介》

以上の事務局メンバーで審議会運営に携わって参ります。事務局一同、円滑な審議会運営に努めて参りますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは議事を進めます。

まず、審議の公開の報告をいたします。本審議会は、審議会運営規則第 6 条に

基づき公開で開催することになりますので、その旨を公示したところ、傍聴される方が1名おりますことをご報告します。

続いて、事務局は、本審議会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、労働者委員と使用者委員がそれぞれ1名所用により欠席されるとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員5名、労働者委員4名、使用者委員4名、計13名のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

(会長)

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、議題(1)の「最低賃金の改正決定について」です。千葉労働局長から、諮問を受けたいと思います。

《労働局長から会長に諮問文を手交》

(会長)

確認のため、事務局から朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文の朗読》

なお、諮問文に盛り込まれてございます「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」の中で、最低賃金のことに触れられている部分についてご紹介させていただきます。

まず「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」でございます。

「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた全国加重平均1,000円を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資

や、事業承継、 & Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」という内容でございます。

次に「経済財政運営と改革の基本方針 2024」でございます。

「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継や & Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」という内容でございます。

以上でございます。

(会長)

ただいま、労働局長から諮問を受けましたので、議事を進めます。

それでは、議題(2)の「令和6年度千葉地方最低賃金審議会の運営について」、事務局から説明をしてください。

(賃金室長)

お手元の資料、資料 1 - 1 千葉地方最低賃金審議会運営規程、資料 1 - 2 運営小委員会運営規程、資料 1 - 3 専門部会運営規程、資料 1 - 4 特別小委員会運営規程をご覧ください。

現在、千葉地方最低賃金審議会には、4つの運営規程が設けられているところでございますが、事務局内で検討した結果、本年度は特に改正の必要は無いかと考えております。

これについて、お諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました当会運営規程の改正についてですが、何か意見はございますか。

《一同「意見なし」の声》

(会長)

特に意見がなければ、事務局説明のとおり運営規定の改正は行わないこととします。

今年度も、この運営規程に基づき当審議会を運営して参りますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

次に、議題(3)の「千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

当審議会では、従来から本審議会の議事運営に関する事項について協議するために運営小委員会を設置し、また、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために特別小委員会を設置し、各々の運営規程により運営してまいりました。

本年度もこれまでと同様に、この2つの小委員会を設置し、各運営規程に基づき運営することとしてよろしいかお諮りいたします。

また、これら小委員会の構成は、それぞれの運営規程第3条により、共に各側委員同数の計9名以内の構成とし、従来から各側委員3名の計9名の構成になっております。

小委員会を設置する場合、その構成についても昨年同様9名の構成としてよろしいか併せてお諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました運営小委員会の設置と特別小委員会の設置について、何か意見はございますか。

《一同「意見なし」の声》

(会長)

それでは、両小委員会の委員を選出していただきたいと思います。この場で協議いただき、各側3名ずつ選出していただきたいと思います。

まず運営小委員会について、労働者委員からご報告をお願いします。

(労働者委員)

田中委員、鈴木委員、中島委員です。

(会長)

続いて、使用者委員から報告をお願いします。

(使用者委員)

池田委員、坂元委員、高橋委員です。

(会長)

最後に、公益委員を報告いたします。

運営小委員会の公益委員は、私大澤、下田委員、大竹委員です。

続いて、特別小委員会について、労働者委員から報告をお願いします。

(労働者委員)

野田委員、岡田委員、中島委員

(会長)

続いて、使用者委員から報告をお願いします。

(使用者委員)

池田委員、坂元委員、高橋委員です。

(会長)

最後に、公益委員を報告いたします。

特別小委員会の公益委員は、私大澤、大竹委員、小野委員です。

以上、それぞれ9名の方々が、運営小委員会及び特別小委員会の委員に選出されましたので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

次に議題(4)の「千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について」ですが、先ほど、局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の定めるところにより専門部会を設置し、今後、この専門部会において具体的な調査審議を行うこととなりますので、よろしく願いします。

この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内となっており、当審議会では、従来から各側委員3名の合計9名となっていますが、今年度も同数の構成でいかがでしょうかお諮りいたします。

《一同「異議なし」の声》

(会長)

ご賛同いただきましたので、各側委員からそれぞれ3名の専門部会委員が選

出されることとなりますので、その選出手続きについて、事務局から説明を受けたいと思います。

また、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取にかかる公示について、併せて事務局から説明をお願いします。

(室長補佐)

はじめに、千葉県最低賃金専門部会委員の推薦公示についてご説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第4項により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第3条を準用することとなりますので、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。

当局では、専門部会の推薦公示については、2から3週間程度とされておりますが、本年度においては審議会運営及び日程の都合上、令和6年7月22日を期限として、公示することといたします。

(賃金指導官)

続きまして、最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見聴取に係る公示について、ご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項及び同施行規則第11条第1項に基づき、審議会が最低賃金の改正決定について、調査審議を行う場合においては、関係労使の意見を聞くものとし、意見を述べようとする関係労使は、一定の期日までに意見書を提出すべき旨、公示することが求められております。

この関係労使の意見聴取の公示は、諮問後、できる限り早い時期に行うこととされており、公示期間は、地域別最低賃金に係るものについては、3週間程度とされておりますが、本年度においては、審議会の運営及び日程の都合上、令和6年7月22日を期限として公示することといたします。

なお、各公示につきましては、千葉労働局のホームページにも掲載し、広くお知らせする予定です。

(会長)

次に議題(4)に関連して関係者の意見陳述についてですが、まず事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

千葉県最低賃金に係る意見陳述についてですが、昨年度は、3つの組合から要

望があり8月1日の第2回本審議会において3名が陳述いたしました。

今年度につきましても意見陳述の要望があり、適当と認められる場合には、実施する方向でよろしいかお諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました千葉県最低賃金に関する意見陳述について、要望があり適当と認められる場合は、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか

《一同「異議なし」の声》

(会長)

それでは、異議が無いようですので、意見陳述につきましては実施することとし、いつ、どのように実施するかなど審議の運び方について、運営小委員会で協議することといたします。

続いて、特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

昨年度は、特定最賃7業種の改正を申し出た関係組合から意見陳述の要望があり、うち「電気機械器具製造業」「一般機械器具製造業」「精密機械器具製造業」「各種商品小売業」及び「百貨店・総合スーパー」の5業種について、3名の方が意見陳述を行いました。

今年度の特定最賃に係る意向表明の状況ですが、昨年同様、現行7業種について改正、さらに「各種食料品小売業」、「ホームセンター」、「ドラッグストア」及び「百貨店・総合スーパーマーケット」の4業種から新設について意向表明を受けております。

今年度につきましても、改正を申し出た関係組合から要望があった場合に陳述の場を設けるかをお諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、改正及び新設を申し出た関係組合から意見陳述の要望があった場合には、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか

《一同「異議なし」の声》

(会長)

それでは、異議がないようですので、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述については、その場を設けることといたします。

なお、意見陳述の方法等については、第1回運営小委員会で協議することによりよろしいでしょうか。

《一同「異議なし」の声》

(会長)

それでは、第1回運営小委員会で協議することといたします。

(会長)

続きまして、議題(4)に関連して、「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」お諮りいたします。

はじめに事務局から説明をしてください。

(賃金室長)

資料No.2をご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

当審議会では、従来から、千葉県最低賃金専門部会には適用していませんが、特定最低賃金専門部会については、決議が全会一致の場合には、この第6条第5項を適用してきたところでございます。本年度についてはいかがなすべきでしょうかお諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました特定最低賃金専門部会の第6条第5項の適用について、従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

《一同「異議なし」の声》

(会長)

ご賛同いただきましたので、特定最低賃金専門部会の決議が全会一致の場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろしく

お願いいたします。

(会長)

続きまして、議題(5)の「今後の審議日程について」ですが、まず、事務局から今年度の審議日程について説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

資料 3をご覧ください。

委員の皆様方には、すでにご案内しているところでございますが、今年度はこちらの日程(案)を採用させていただきたく存じます。

まず、県最低賃金の審議日程ですが、中央最低賃金審議会の答申が7月下旬頃に示されることを見込んで、7月29日午後1時30分から目安伝達と特定最低賃金の改正諮問を行うための本審議会を予定しております。

その後、数回の審議会を経て、8月5日に県最賃の答申を見込み、その後、異議申出の公示期間を挟み、8月21日午前11時から異議審を開催する予定としております。

なお、当該日程が延長した場合の予備日として専門部会及び本審議会を8月7日午後1時15分から、また、異議審は8月23日午前11時から設けておりますので、こちらについてもご承知おきくださるようお願いいたします。

また、発効日についてですが、今年度は曜日の関係で10月1日に発効する場合は指定日発効となり、予備日の8月7日で決まった場合は10月3日の法定発効となります。

次に、特定最低賃金の日程(案)ですが、例年どおり12月25日の発効に向けて予定を組んでおります。

現在、現行7業種の特定最低賃金について改正の意向表明があり、さらに「各種食料品小売業」、「ホームセンター」、「ドラッグストア」及び「百貨店・総合スーパー」の4業種から、新設について申し出がありましたので、計11業種について各2回の審議会開催で設定しております。

ただし、特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブにより改正の是非が決まりますので、8月1日と8月21日に予定されております特別小委員会の中で、改正等の必要性についてご審議をいただき、8月21日の本審議会での決定を受けて、改めて各業種別の専門部会の日程を確定させたいと考えておりますのでご承知おきください。

以上の日程(案)となりますが、いかがでございましょうかお諮りいたします。

(会長)

事務局から、千葉県最低賃金の審議日程(案)と特定最低賃金の審議日程(案)が示されましたが、日程につきましては、この場で大筋ご了承をいただき、本審議会終了後に開催されます運営小委員会において、議事運営に関する詳細についてご協議をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

《一同「異議なし」の声》

(会長)

それでは、審議日程については、事務局(案)でご賛同をいただきましたので、事務局は、日程については各委員に速やかに連絡をするようにしてください。

(会長)

続きまして、議題(6)の「日本標準産業分類の改定について」になります。今年3月の本審議会でも事務局から説明がありましたが、改めて説明をしてください。

(賃金指導官)

資料 6 をご覧ください。

「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」と題するものです。

こちらは3月に開催しました第436回審議会の際に配布したものを一部加工したものになります。

こちらの資料の「1 日本標準産業分類の改定の概要」をご覧ください。

令和5年7月に日本標準産業分類の改定の告示がされ、本年4月1日から施行されております。

改正の主な内容としまして、「百貨店」「総合スーパーマーケット」「均一価格店」などの分類項目の新設、「カンマ」を使用している部分を、「とう点」への修正などとなっております。

標準分類の改正などの理由についてですが、こちらの資料には記載されておりませんが、百貨店と総合スーパーマーケットは、販売方法や市場動向が異なることから分割させたというものです。また、均一価格店は「いわゆる100円ショップ」の店舗数の増加によりその動向を適切に把握するために設定したというものです。

また、「カンマ」を「読点」への変更に関しては令和4年の「公用文の作成要領」の改正によるものです。

資料に戻りまして、中段の「2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最

低賃金」ということで、現在設定されている千葉県の特定最低賃金において産業分類の改定の影響を大きく受ける業種は「各種商品小売業」となりますので、この点についてご説明いたします。

中ほどの表の左側、旧産業分類として表示されている部分ですが、現行の各種商品小売業最低賃金につきましては、中分類の「各種商品小売業」を名称に設定しており、小分類の「561の百貨店、総合スーパー」と「569その他の各種商品小売業」が対象の産業とされております。

右側の新産業分類では中分類「56 各種商品小売業」の下に小分類として、従来の百貨店、総合スーパーマーケットがそれぞれ独立して、「561 百貨店」「562 総合スーパーマーケット」「563 コンビニエンスストア」「564 ドラッグストア」「565 ホームセンター」「566 均一価格店」「569 その他の各種商品小売業」が設定されることとなります。

このため、現在の「千葉県各種商品小売業最低賃金」に関しましては、金額の改正があった場合に従来の件名のまま「各種商品小売業最低賃金」とした場合には、従来対象となっていない「コンビニエンスストア」や「ドラッグストア」なども含まれることとなりますので、件名の改正が必要となります。

「3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント」のところに進みます。

右下の表の部分になりますが、申出の際は旧件名「各種商品小売業最低賃金」で行い、金額改正の際は「百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金」に件名を改定することとなります。

なお、金額改正が無い場合には、現在の件名のままとなります。

次に裏面についてですが、ただいまご説明した件名に関するイメージとなります。

以上で、日本標準産業分類の改定についての説明は終わります。

(会長)

次に議題(7)の「最低賃金法施行規則の一部改正について」になります。事務局の方から説明してください。

(賃金指導官)

資料 7をご覧ください。

こちらは、3月に開催しました第436回の審議会で配布したものと同じものになります。

官報の写、最低賃金法施行規則の一部改正についてです。

内容といたしましては、最低賃金審議会の意見の要旨の公示に関しまして、現

在は労働局の掲示板に掲載することとされているものですが、今後は、ウェブサイトに掲載することと改正されたものです。

なお、当局では数年前からホームページへの掲載を行っておりますので、今後も、従来同様に手続きを進めていくこととなります。

以上です。

(会長)

次に議題(8)の「その他」になります。事務局の方から各種資料をご用意していただきましたので、簡単に説明をお願いしたいと思います。

(賃金室長)

続きまして、私から本日用意させていただきました資料についてのご説明と事業場視察についてのご説明をさせていただきますたく存じます。

まず、黄色表紙の、各種統計資料の資料 6 県内経済情勢をご覧ください。

こちらは、令和6年4月22日に千葉財務事務所が発表したものとなります。

1 総論の総括判断をみますと、前回令和6年1月判断の県内経済は持ち直していると言われていましたが、今回令和6年4月判断で県内経済は一部に弱さが見られるものの、持ち直しているとされ、ほぼ横ばいの状況となっております。

その下の「各項目の判断」の前回判断令和6年1月判断と今回判断令和6年4月判断を比較しますと、6項目で横ばい状態であるものの生産活動と企業の景況感が下降気味となっております。

その下の先行きについては、雇用・環境改善する中で、景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢等の影響に十分注意する必要があり、さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとされております。

次に、資料 7 法人企業景気予測調査をご覧ください。

令和6年6月13日に千葉財務事務所が発表したものとなります。

1 企業の景況概況では、現状判断は下降超幅が縮小とされており、その下の表1 企業の景況判断 BSI の令和6年4から6月をみますと、規模別で大企業・中堅企業は上昇に転じ、中小企業は下降超幅が縮小しているとされ、業種別には、製造業は下降超幅が縮小し、非製造業は上昇超に転じているとされております。

先行きについては、大企業、中小企業は上昇超で、中小企業は7から9月期に均衡、10から12月期に上昇超に転じる見通しとなっております。

次に、資料 8 第176回中小企業景況調査をご覧ください。

こちらは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発表したものとなります。

1 業況感を見ますと関東地域の中小企業の業況判断DIは、全産業で前期より6.2ポイント増の18.2と2期ぶりに上昇し、産業別では産業すべてで上昇しております。

また、関東の中小企業の声として現状や見通しが記載されておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、資料 9 短観 全国企業短期経済観測調査をご覧ください。

こちらは、令和6年7月1日に日本銀行調査統計局が発表したものです。

1 業況判断をみますと大企業製造業の景況感を示す業況判断指数がプラス13ポイントと、3月の前回調査から2ポイント上昇し、一方で中小企業ではマイナス1ポイントと前回と同じになっております。

また、大企業非製造業のDIはプラス33ポイントと、3月の前回調査から高水準ながら1ポイント下降し、中小企業でも12ポイントとマイナス1ポイントとなっております。

次に、資料 10_2020年基準 千葉市消費者物価指数の動向をご覧ください。

こちらは、令和6年6月5日に千葉県総合企画部統計課が発表したものです。

1 結果の概要をみますと総合指数は107.2となっており、前月比は0.5%の上昇、前年同月比は2.3%の上昇となっております。

また、こちらの資料に掲載はありませんが、持家の帰属家賃を除く総合指数については108.5、前月比は0.6%の上昇、前年同月比は2.7%の上昇と総合指数よりも若干高い値となっております。

次に、資料 11_2024年春季生活闘争 第7回 回答集計結果をご覧ください。

こちらは、令和6年7月3日に日本労働組合総連合会が発表したものです。

連合による第7回_回答集計によりますと、平均賃上げ率は全体で5.10%、300人未満の中小で4.45%となっており、うち、賃上げ分が明確にわかる組合の賃上げ率は全体で3.56%となっており、300人未満の中小で3.16%となっております。

また、中賃資料の中に入っておりますが、経団連が令和6年5月20日に発表した2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況と同年6月13日発表した中小企業の回答状況によりますと、大手企業で5.85%のアップ、中小企業で3.92%アップとなっております。

最後に、中賃で使用された資料のうち目安小委員会に提供された資料で、資料

1 主要統計資料と資料 4 足下の経済状況等に関する補足資料につきましては、机上配付させていただきましたが、ポイントをまとめた資料を作成しましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

資料説明は以上でございます。

次に、事業場視察についてご説明をさせていただきます。

事業場視察は、公労使の委員に皆様に地域等の実態や実情を直接認識していただくことを目的としており、今回は令和2年度に実施しております。

内容としましては、委員の皆様が事業場を直接訪問し、関係労使からお話しを窺うことと実際の作業内容を見ていただくことが主体となります。

今年度につきましては、新型コロナも5類に分類され1年以上も経過したことから、事務局の方で検討している次第でございます。

現在、ある流通業の事業場と調整中でございますが、具体的なことはまだ何も決まっておりません。

つきましては、今後、具体的な内容が決まり次第、委員の皆様にお諮りさせていただきたく存じます。

事務局からは以上でございます。

(会長)

事業場視察については、コロナ感染症の都合でなかなか実施することが出来なかったのですが、4年前に参加させていただいた際は大変参考になったと思います。

以上で、本日の議題は終了となりますが、他に何か発言等はございますか。

《一同「ありません」旨の声》

(会長)

それでは、本日の審議を終了させていただきたいと思えます。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することになりますが、事務局から委員の皆様が発言内容の確認依頼があった場合は速やかに確認の上、回答していただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。